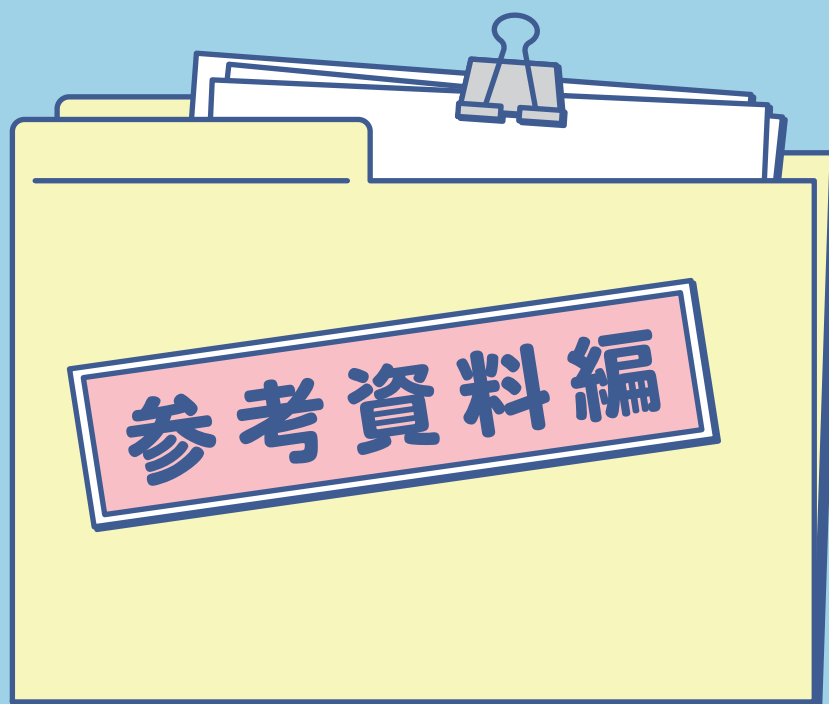


教育・保育等を提供する事業者による

児童対象性暴力等の防止等の取組を

横断的に促進するための指針

添付資料



令和8年8月改訂

こども家庭庁

【目次】

1. 行動規範・誓約書の文面例	1
① 公益社団法人全国学習塾協会の「学習塾に通う子どもの安全確保ガイドライン」における誓約書例	1
② 認定特定非営利活動法人カトリバの「セーフガーディング指針のための行動規範」	2
③ 一般社団法人 S.C.P.Japan の「セーフガーディング行動規範」と「誓約書」	3
④ 認定 NPO 法人かものはしプロジェクトの「メンバーおよびパートナーが順守すべき行動規範」	6
2. 相談体制・窓口に関する資料	8
① 相談体制・窓口の導入ステップと検討事項の例	8
② NPO 法人フローレンスの「声の宅急便」（社内向けオンライン相談窓口、匿名可）	10
3. 相談窓口の周知広報資料	12
① 広報カード	12
② 掲示物	14
③ 児童等向け周知用資料（相談後のフロー）	16
④ 法務省 周知リーフレット	19
4. 保護者対応資料	23
① 保護者への連絡文面に係る参考例	23
② 内閣府・こども家庭庁作成の保護者向けのリーフレット	26
③ 子どもの性の健康研究会作成の保護者や教員、施設職員等向けのリーフレット「子どもをささえるためにできること～性暴力被害にあった子どもの回復のために～」	27
④ 横浜地方検察庁の司法面接に関する案内（保護者向け）	28
5. こどもの権利に関する資料	29
① こども基本法パンフレット	29
② こどもの権利リーフレット	30
③ こどもの権利を踏まえた対応（こども性暴力防止法の解説資料）	31

【本資料の取り扱いについて】

- ・ 各資料の著作権は、それぞれの事業者・団体等に帰属します。
- ・ 各資料を参考に独自の資料を作成し、かつ当該資料等の公表にあたっては、参照元の事業者・団体名、資料名等を表示してください（本調査研究で作成したものと及びこども家庭庁において作成したものは、表示不要です）。
- ・ なお、以下については、編集可能なファイル形式にて、別途こども家庭庁ホームページに掲載しています。
 - － 広報カード
 - － 掲示物
 - － 児童等向け周知用資料（相談後のフロー）

ここで挙げる例はあくまでも参考例であるため、実際に現場で活用する際には、各事業者の事業特性、状況等に合わせて、作成して活用されることを想定しています。

1. 行動規範・誓約書の文面例

① 公益社団法人全国学習塾協会の「学習塾に通う子どもの安全確保ガイドライン」における誓約書例

〈誓約書参考例〉

誓約書

株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役社長 〇〇〇〇〇 様

私は、令和〇年〇月〇日より貴社に勤務するに際し、下記の事項を確認のうえ、チェックボックス□にチェックを入れ同意し、それぞれの事項を遵守し職務に精励することを誓約致します。

記

□いかなる理由があっても子ども及び保護者との性的接触・行為及び発言はいたしません。

(例)・性別を問わず、子どもに触れること(ボディータッチ)をしない。

・授業等以外で、意図的に子どもを誘導し、密室内で1対1の状態にならない。

□私用のスマートフォン等の写真及び動画撮影可能な電子機器を教室へ持ち込むことはいたしません。

□学習塾に通う子どもとの私的な連絡先(SNSアカウントも含む)の交換はいたしません。

□学習塾に通う子どもと、いかなる場合でも交際することはいたしません。

(交際をしていない場合でも、誤解を招くことがないよう行動すること。)

□在職中、退職後に関わらず、業務上知り得た、子ども及び保護者の個人情報を第三者に提供することはいたしません。

□就業規則に則り、上司の指示・命令に従い規律の厳守に努め、誠実に職務を遂行いたします。

令和〇年〇月〇日

私は上記の内容について、説明を受け同意しました。

その証として、ここに署名をいたします。

住所：

氏名：

印

出典：公益社団法人全国学習塾協会「学習塾に通う子どもの安全確保ガイドライン 第2版」
(https://jja.or.jp/wp-content/themes/bones_ver0.3/pdf/gfetsocacs_2nd_compressed.pdf)

② 認定特定非営利活動法人カタリバの「セーフガーディング指針のための行動規範」

カタリバ・セーフガーディング指針のための行動規範

1. 子どもたちの安心・安全を守るために、すべての活動メンバーが実践すべき行動を以下に示します。
2. 子どもたちに対して、以下の行為を行わないことを約束します。
 - 身体的または精神的に傷つける
 - 不適切な言動で接する
 - 危険にさらされるような状況に置く
 - 危険または乱暴な振る舞いをしても見て見ぬふりをする
 - 差別したりえこひいきしたりする
 - カタリバの活動外で個人的に連絡を取る、もしくは取ろうとする
 - 不適切な画像、動画、ウェブサイト誘導する
 - 性的なことを連想させる身振りや態度を取る
 - 性的関係をもつ
 - 同じ部屋で寝る(災害等の緊急事態により安全管理上必要な場合を除く)
3. 子どもたちと接する時に、以下の点に留意します。
 - 可能な限り他者の目が届く場所で子どもと接するようにし、子どもと2人きりになるもしくは1対1でやり取りする必要がある場合は、子どもに不安を与えない環境を整えたとともに、周囲が状況を把握できるようにする
 - 子どもたちにとって危険な状況を察知し、問題が発生しないように事前に対処する
 - 子どもが危険にさらされていることを見過ごさないようにし、問題に気づいた場合は直ちに子どもを保護し、さらなる被害の発生を防ぐ
 - 子どもが気になっていることに常に耳を傾け、話を聞くようにする
 - 子どもたち自身に「子どもの権利」について理解してもらい、問題が起きた場合に、どのように対処すればよいかを伝える
 - ちょっとした問題や懸念について気軽に話し合える関係性をつくる

2024年4月1日策定

出典：認定特定非営利活動法人カタリバ 提供資料

③ 一般社団法人 S.C.P.Japan の「セーフゲーディング行動規範」と「誓約書」



一般社団法人 S.C.P. Japan セーフゲーディングの行動規範

はじめに

一般社団法人 S.C.P.Japan（以下、「本団体」とする）は、本団体の掲げるビジョンとミッションに従い、全スタッフと関係者の間で最高レベルの倫理行動が維持されるようセーフゲーディングに取り組んでいます。本団体に関わるすべての人が、安全な環境で、安心して活動に参加および参画できることを保障するために、本団体のスタッフおよび関係者は本行動規範に則り組織運営、事業活動をしていきます。

VISION（ビジョン）

一人ひとりが自分らしく歩んでいける未来をつくる

MISSION（ミッション）

- 自分らしく豊かに生きる力を養うスポーツの可能性を探る。
- 共生社会をスポーツを通じて推進する。
- スポーツを共生社会創りに活用できる実務者を育てる

行動規範

本団体のスタッフおよび関係者は、以下のことを約束します。

- 障害の有無、人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的な意見、出身、出自、経済レベル、その他の身分などのいかなる理由による差別にも反対し、一人ひとりの尊厳とかけがえのない存在としての価値を尊重して行動します。
- 働くうえでパートナーとなる組織や地域社会を含め、自分自身や他の人々の安全、健康、福祉に対するあらゆる不必要なリスクを避けられるよう行動します。
- 自分自身が子どもや若者のロールモデルとなりうることを意識し、責任ある個人の姿を体現するように努めます。
- すべての子ども（および、危険にさらされている成人）が、社会生活でさらされ得るリスクについて認識し、学び続けます。
- 上記のリスクの軽減と排除に尽力し、必要で実行可能な対策をすべて講じます。
- 活動に参加、参画する人たちの最善の利益を考慮し、本人が現在や将来のリスクや影響を考慮した上で意思決定できるように、十分な情報提供を行います。
- この行動規範を広く周知し、本団体に関わるすべての人の身体的、心理的な安全を守る上で、懸念や心配する声などを早期に取り上げ、些細な事象であっても見過ごすことなく、話し合え

る場を確保することで、被害の予防を徹底します。

- 国内外問わず、活動地域の児童労働に関する法律を含む関連法を順守します。
- セーフガーディングポリシーに抵触する搾取や暴力などのあらゆる人権侵害行為についての懸念や申し立てを、適切な手順に沿って速やかに報告します。
- 本団体の活動に関わる以前、以降のものを問わず、搾取と暴力に関わる全ての嫌疑や前科について速やかに開示します。

本団体のスタッフおよび関係者は、日々の活動で以下の行為があることを許しません。

- その意図や程度を問わず、身体的、心理的、性的な暴力を含めたあらゆる暴力、または暴力的と捉えられかねない言動
- 尊厳や権利を傷つけたり、脅かしたりするような言動
- 特定の人たちを差別したり、搾取したり、ひいきしたり、排除したりする言動
- 性のあり方の多様性を無視し、尊重しない、尊重されていないように思われる言動や表現
- 子どもを性的な関係や活動に関わらせること（これには、性的なサービスや行為に対する支払いを伴う活動も含まれます）
- 自らの利益や性的欲求のために、子ども、若者と接点を持つとしたり、性的な話を持ち出したりする行為
- 18歳未満の子どもと性的、肉体的関係を持つまたは持つととする行為
- 本人の同意確認なく、身体の撮影、録画、露出、接触などを強要する行為
- 活動に参加する子どもや若者と個人的な関係を築き、活動の目的以外の連絡、接点を持つ言動
- 他者の目が届かない場所や密室的な環境で、子どもや若者と過ごすこと、またそういった状況を黙認、放置する行為
- 2人以上の保護者や監督者を置かない状況で、活動に参加する子どもや若者と休憩したり就寝したりする行為
- 違法行為（違法薬物、未成年の飲酒や喫煙など）や危険行為、他害行動を見逃したり、助長したり、強要するような言動
- 子どもや若者、その他成人であっても支援を必要とする人などの自立や自己決定を妨げるような、必要以上の支援や介入
- 子どもや若者、その他成人であっても支援を必要とする人などが自己決定や意思決定をする過程で、リスクについて軽視し、安易に本人の判断や自己責任のみに任せるような言動
- 本人および本団体の事前許諾なしに、活動に参加する人たちの画像、動画を撮影すること、あるいは、個人的な情報をメディアやSNSなどで拡散し、関係者外に伝達すること

以上

- 二部ご署名いただき、うち一部は、ご自身の控えとしていつでも見直せるところに保管するようにしてください。
- 本行動規範に抵触する、または抵触すると疑われる言動があった場合は、必ず下記の窓口へご相談をお願いします。

内容	氏名	連絡先
本行動規範に関する提出先・問い合わせ		
セーフガーディング相談		
セーフガーディング相談	WEB フォーム	

内容	窓口	連絡先
セーフガーディング相談 (子どもによる相談の場合)	法務省子どもの人権 110 番 ※平日 8:30～17:15	電話：0120-007-110
セーフガーディング相談 (緊急度が低い場合)	居住地の市町村担当窓口 (例：流山市で子どもに関わる事案の場合 →流山市役所子ども家庭課)	各市町村の役所の電話番号を お調べください。
セーフガーディング相談 (緊急度が高い場合)	児童相談所へ通告 または警察へ通報	児童相談所：189 (イチハク) 警察：110

私は、一般社団法人 S.C.P. Japan の「セーフガーディングポリシー」および「行動規範」について、説明を受け、内容を理解しました。

氏 名： _____ 署名： _____

④ 認定 NPO 法人かものはしプロジェクトの「メンバーおよびパートナーが順守すべき行動規範」

かものはしプロジェクトのメンバーおよびパートナー*が順守すべき行動規範

用語の定義は、かものはしプロジェクトのセーフガーディング・ポリシーにおける用語の定義に準じます。

*かものはしプロジェクトと直接契約を取り交わす個人及び団体、またはかものはしプロジェクトが別団体を通じ契約する特定の個人が、契約業務上、子どもや当事者と直接関わる可能性がある場合は、原則として関わる個人全員のSP別紙2-1行動規範への署名が必要です。但し、業務の性質上、3名以上の複数の者が子どもや当事者と直接関わる可能性がある場合は、パートナー側の代表者または事業責任者によるSP別紙2-1行動規範およびSP別紙2-2宣誓書への署名をもって代えることができます。

私は、かものはしプロジェクトの“セーフガーディング・ポリシー”を理解した上で、
以下に同意いたします。

【人権保護・普段の姿勢に関する事柄】

1. 子ども、虐待・搾取等被害の当事者(以下、当事者)を含む全ての人に対し、人種、肌の色、性別、言語、宗教、性的指向、政治的あるいはその他の意見、国籍、民族的あるいは社会的起源、財産、障がい、出自その他の地位に関係なく、敬意をもって接すること。
2. 組織内外において、子ども・当事者を含む特定の人について取り上げる際に、個人情報保護すること。
3. 子ども・当事者を含む関係者の医療の書面、訴訟書面などの重要な書面の写しを持つ場合は、紛失、漏洩等を起こさないよう、責任を持つこと。
4. 子どもの労働に関しては、労働法を含む、全ての関連する現地の法令を順守すること。
5. 当事者と活動を行わないし、当事者に対してサービスを提供する場合にあっては、当事者自身の同意をもって行うこと。当事者が18歳未満の場合、保護者ないしそれに該当する者の同意を取得すること（但し、彼らが法律上保護が必要な状態にある場合はその限りではない）。

【事業活動に関する事柄】

6. 子ども、当事者の近くで仕事をする場合には、可能な限り他者の目が届くようにすること。
7. 子ども、当事者を含む特定の人々の秘密情報を関係者に開示する際には、本人の同意を得ること。本人が18歳未満の場合、保護者ないしそれに該当する者の同意を得ること。
8. 事業活動において、子ども・当事者がトラウマを引き起こしたり、意図せず傷ついたりするような状況が起こらないようにするため、必要に応じて継続的にケースワーカー等支援者と情報のやりとりを行うこと。
9. かものはしプロジェクトのメンバーおよびパートナーが関わる安全と権利を脅かす行為、または事業活動の結果として関係者の安全と権利が脅かされる懸念又は事案を見聞きした場合は、即時にセーフガーディング・フォーカル担当に報告すること。
10. かものはしプロジェクトと協働する以前又は協働している期間中に生じた全ての訴訟、有罪判決及びその他の犯罪履歴の中で、搾取及び虐待に関するものがある場合は、即時にかものはしプロジェクトに開示すること。なお、契約者が団体の場合においては、団体が責任を持って、案件に直接携わる職員のその情報を開示すること。

以下のことをいたしません。

【人権保護・普段の姿勢に関する事柄】

11. 子ども・当事者を含む全ての人に対し、不適切な、嫌がらせの、虐待的な、性的刺激のある、屈辱的な、又は文化的観点から不適切な発言及び行動をすること。
12. 18歳未満の子どもを、性的サービスあるいは行為に対する支払いを含む、性交又は性的行為に関与させること。
13. 全ての人に対し、体罰を加えること。
14. 子ども・当事者を含む関係者の信用と協力を得るために、嘘をつくこと。
15. コンピューター、携帯電話、ビデオカメラ、カメラ又はソーシャルメディアを不適切に使用すること。あらゆる媒体において、搾取又は嫌がらせをすること。また、子ども・当事者を含む関係者の搾取に繋がる、または尊厳を傷つけるような投稿やコメントをすること。
16. 家事労働またはその他の労働のうち、子どもの年齢や発達段階に鑑みて不適切と思われるものや子どもが教育や余暇活動に使うべき時間の妨げとなるもの、子どもを重大な損害のリスクの下におくものに、子どもを雇うこと。

【事業活動に関する事柄】

17. 事業活動において、絶対的な必要がある場合または自分の上司の許可を得た場合を除き、同伴者のいない子ども、当事者と他者の目が届かないようなプライベートな場所で会うこと。
18. 子ども・当事者を含む関係者が、安全や権利が脅かされる事案に関する報告・相談をしてきたときに、それを見逃したり、軽く扱ったり、からかったりすること。
19. 子ども・当事者を含む関係者の個人情報、本人または保護者の承諾を得ずに、外部の者と共有すること。

私は、かものはしプロジェクトで活動する者として、良識に従い、子ども・当事者を含む、かものはしの事業活動に関わる全ての人たちの安全と権利が守られる環境づくりに取り組むとともに、事業活動の結果として子ども・大人の安全と権利が脅かされないよう細心の注意を払う責任があることを了解いたします。

日付:

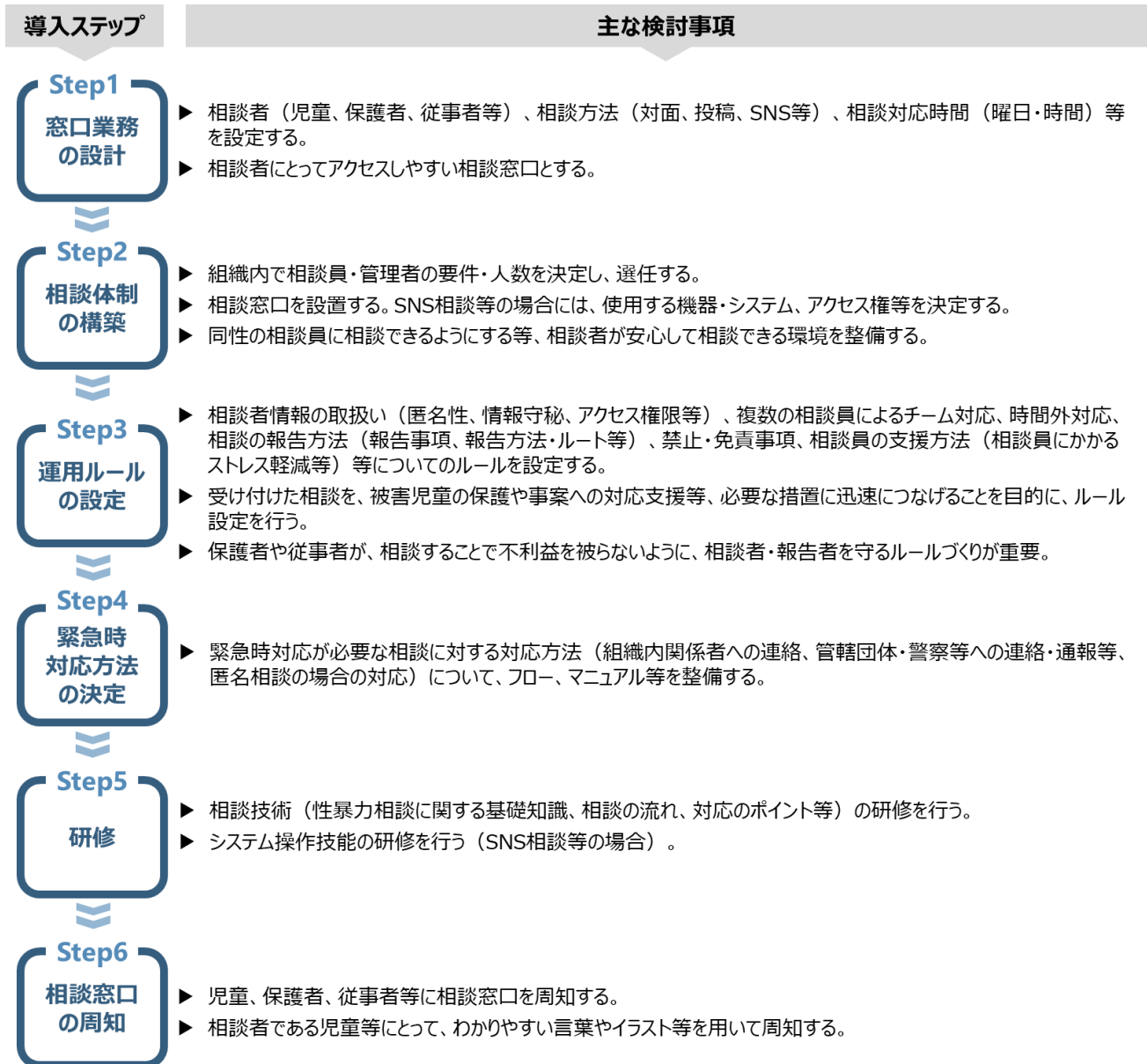
所属:

署名:

2. 相談体制・窓口に関する資料

① 相談体制・窓口の導入ステップと検討事項の例

事業者内に相談体制・窓口を設置する場合、例えば、下図のような導入ステップをとることが考えられる。



各ステップにおいては、次のような留意点が考えられる。

Step1 窓口の設計

- 相談手段は複数あると有効と考えられる（多くの情報を得られる電話、気軽に相談できる SNS 等）。

Step2 相談体制の構築

- 相談者が希望する性別の相談員に相談できるようにする等、相談者（児童等）が選択できるとなおい。

Step3 運用ルールの設定

- 原則として、匿名での相談を可とする方が、早期発見につながると考えられる。一方で、匿名の場合には実現できない対応も出てくるため、それを明示することが有効（可能な対応範囲や実現が難しい事項等）。
- 加害の疑いを発見した従事者から、相談しやすい仕組みがあることが有効と考えられる。内部通報制度を構築し、

全従事者に周知することも考えられる。

Step4 緊急時の対応方法の決定

- 緊急時のケース（例：不同意性交を最近受けた場合）を特定することや、その際の対応方法（例：警察への通報、性暴力に対する治療に理解のある医療機関をワンストップ支援センターに相談）を予め検討することが有効と考えられる。
- 相談員が責任者ではない場合、責任者等の緊急連絡先を定めておくことも有効と考えられる。

Step5 研修

- 研修を受講するなどして、二次被害や記憶の汚染等を決して起こさないよう注意することが重要と考えられる。

Step6 相談体制・窓口の周知

- 周知に当たっては、相談内容の取り扱い、回答に要する平均期間、外部の相談窓口情報、匿名の場合の留意点等の内容を記載するなど、児童等が安心して相談できるような情報提供を行うことが有効と考えられる。

出典：本調査研究による検討内容

② NPO 法人フローレンスの「声の宅急便」(社内向けオンライン相談窓口、匿名可)

声の宅急便

*この投稿フォームは、保育やこどもと関わる場面で、気になったこと、これでいいんだろうかともやもやしたこと、この保育(こどもの関わり)でいいのだろうか、と悩んだことなどを投稿するフォームです。

*投稿された内容は、下記リンク先に記載のこどもの権利委員会のメンバーのみが閲覧できます。

*匿名でも大丈夫ですが、極力氏名・連絡先の入力をお願いします。担当者よりヒアリングをお願いすることがあります。

*投稿内容の緊急度によっては本人の了承なく事業部への確認や外部機関への報告を行う場合があります。

*投稿者個人に不利益が生じないよう、最大限に配慮いたします。

所属(ご自身の所属事業部を選択してください) *

選択してください



職種(ご自身の職種を選択してください) *

選択してください



どこで起こった? *

選択してください



その他

詳細

気になった現場の詳細を記入をお願いします。例) 

保育園 ●●● 月×日 

保育園  など

悩みやもやもやしたこと *

こどもへの関わりで気になったこと、いいんだろうか、と悩んだこと、もやもやしたことなど自由に記載してください。

希望する対応*

☒ 緊急対応希望（連絡先の入力をお願いします）

☐ なんとかして欲しい（連絡先の入力をお願いします）

☐ 相談に乗って欲しい（連絡先の入力をお願いします）

☐ ただ言いたかっただけ ☐ その他（下記に記載してください）

緊急対応希望にチェックした場合、投稿者の許可なく対象の事業部へ共有させていただくことがあります。

希望する対応（選択肢以外）

（任意）氏名

詳細ヒアリングOKの場合は、お名前・連絡先・希望連絡手段の入力をお願いします。投稿内容によっては、ヒアリングをお願いすることがあります。対応は、こどもの権利委員会が担当し、個人情報は守られます。

希望する連絡手段

メールでの連絡を基本とさせていただきます。

連絡先（メール）

こちらに記載のメールアドレス宛にご連絡をさせていただきます。迷惑メールのフォルダに入ってしまうことがありますので、ご注意ください。投稿から1週間以内に返信がない場合は、お手数ですが[]までご連絡ください。

連絡先（電話番号）

『声の宅急便』へのご意見ご要望がありましたらご記入ください

3. 相談窓口の周知広報資料

① 広報カード

事業者において、「相談窓口の周知広報資料」として活用できる様式例を作成しました。

自由に加工編集いただけますので、各事業者にてご活用ください。

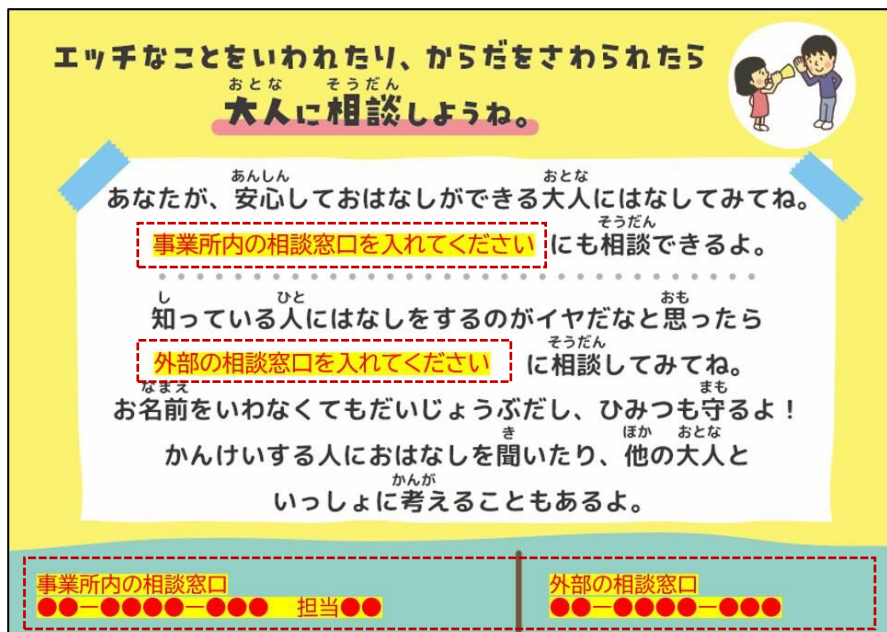
外部相談窓口については、外部機関が作成した周知広報資料と併せて、周知広報することも有効です。

【低年齢児童～小学生向け】

<おもて>



<うら>



は、各事業者にて、業種や地域等に合わせた適切な相談窓口の名称及び連絡先等を記載ください（複数の相談窓口を記載することも有効です）。他の媒体も同様。

出典：本調査研究にて作成。パワーポイントファイルを別途公表。

<おもて>

<うら>

出典：本調査研究にて作成。パワーポイントファイルを別途公表。

② 掲示物

【低年齢児童～小学生向け】

こんなことがあったら まわりの大人に教えてね

たとえば

まわりの大人からこんなことされたことない？

からだをさわられた
からだをみせられた

エッチなことを
いわれた

ナイショで
2人きりになろう
とする

エッチなことをいわれたり、
からだをさわられたら
大人に相談しようね。

事業所内相談窓口

●●—●●●●—●●●● 担当 ●●

外部相談窓口

●●—●●●●—●●●●

出典：本調査研究にて作成。パワーポイントファイルを別途公表。

これってもしかして性暴力？ ひとりで悩まず相談してね

？

身近な大人から、このようなことをされたことはありませんか？

例えば・・・

- ☒ むりやりキスされた
- ☒ プライベートゾーンをさわられた、さわらせられた、見せられた
- ☒ エッチな写真や裸の写真を送るようお願いされた
- ☒ 性的なことを言われた、エッチなチャットを送られた
- ☒ 必要以上にさわってくる など

！

好意がある相手、信頼する相手からであっても
大人がこどもにこういうことをするのは『性暴力』
です。



1人で抱え込まず、信頼できる大人に相談しましょう

- **事業所内の相談窓口を入れてください** も相談を受けつけています。
- 知っている人に話しにくいときには、**外部の相談窓口を入れてください**に相談してください。専門の相談員があなたを支え、あなたと一緒に考えます。
- とく名で（名前を言わずに）相談できます。また、秘密は守られます。安心して相談してください。相談の内容については、他の大人と協力して対応します。

事業所内の相談窓口

●●—●●●●●—●●●● 担当●●●

外部の相談窓口

●●—●●●●●—●●●●



出典：本調査研究にて作成。パワーポイントファイルを別途公表。

③ 児童等向け周知用資料（相談後のフロー）

事業者において、児童等が性暴力被害にあった際等に相談窓口や相談員に相談をしやすくなるよう、児童等に相談したらどうなるか（相談後のフロー）を示す際に活用できる周知用資料ひな型を作成しました。児童等に①や②を活用して相談先を周知する際に、併せて周知することが有効と考えられます。

自由に加工編集いただけますので、各事業者にてご活用ください。

【小学生（低学年）向け】

あなたを まもるために このように します



あなたの はなしを ききます。
あなたの あんぜんを まもります。
なやまずに おはなしをきかせてください。



おはなしを きく

- ・ おなまえを いわなくても だいじょうぶです。ひみつも まもります。



しらべる

- ・ かんけいする ひとに はなしを きいたり、ほかの おとなと いっしょにかんがえることもあります。



どうするか きめる

- ・ あなたの おはなしを ききながら、どうするか きめます。
- ・ きめたら あなたにも おはなしします。

あなたを守るために、
相談をうけた後はこのように対応します

あなたの意見をききながら、
あなたの安全を守りながら、きちんと対応します。
なやまずに相談してください。



相談をうける

- ・ お名前をいわなくてもだいじょうぶです。
ひみつも守ります。



しらべる

- ・ 相談の内容について関係するひとに話をきいたり、ほかの大人と協力することもあります。



対応をきめる

- ・ あなたの意見をききながら、どのように対応するかきめます。
- ・ きめた対応についてはあなたにもおしらせします。

性被害からあなたを守るために、 相談を受けた後はこのように対応します

あなたの意見をききながら、
あなたの安全を守りながら、適切に対応します。
ひとりで悩まずに、まずは相談してください。



相談を うける

- ・ とく名で(名前を言わずに)相談できます。
- ・ 秘密は守られます。安心して相談してください。



ほかの 大人と 協力する

- ・ 相談の内容については、ほかの大人と協力して対応します。
- ・ 誰とどのように協力するかは、あなたと相談したいです。あなたの知らないところで、誰かが知ることがないように努めます。



しらべる

- ・ 相談してくれた内容についてもっとくわしく知るため、関係する人に話をきいたりします。
- ・ あなたを傷つけた人への確認は慎重に行います。



対応を きめる

- ・ あなたにも、どういう対応がよいかなど、意見をききます。
- ・ しらべた内容によって、どのように対応するかを決めます。



報告する

- ・ 相談を受けてから、どういう対応になったか、あなたにお知らせします。

出典：こども家庭庁作成

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/hinagata>

パワーポイントファイルを公表

④ 法務省 周知リーフレット

【小学生向け】

<おもて>


法務省
MINISTRY OF JUSTICE

子どもを守るための

法律のルールってどんなものがあるの？

1



2

SNSでなかよくなったお兄さんと会ったら…



3



4



そんなことはありません！

あなたの体はあなただけのもので、とっても大切なもの。

ほかの人が勝手にさわってはいけないんだよ。

あなたのからだの水着でかくれる部分などの自分だけの大切なところをさわられたら、それは犯罪の被害です。わるいのは、あなたではなく、さわった人です。

それは、あなたが男子でも女子でも同じこと。

親や学校の先生など、信頼できる大人にすぐに相談しましょう。

そのほかにも

服ぬいで、
写真
とらせてよ。

はだかの写真をとられてしまった…

子どものはだかや
下着すがたの写真・動画を
とることは、犯罪です。

SNSで知り合った人から…

わたしも
同じ年だよ！
仲良くなれて
うれしい
わたしも！
今度会おうよ
女の子同士だ
から安心だよ

会いたいね！
そうだね～
日曜会おうよ
かわいい服
買ってあげる
ほんとに？
やったー！

写真とって
送ってよ
どんな写真？
はだかの写真
服ぬいで、
胸みせた写真を
とって送って
みんな
やってるよ

こんな
メッセージがきた…

子どもに、

- うそをついたり、お金や物をあげるなどと言って、体をさわったりする目的で、会おうと言うこと
- 自分の裸の写真・動画をとして送るように言うことは、犯罪です。

困ったときはここに相談してみよう

人権相談（法務局）

- 子どもの人権110番
無料 ☎0120-007-110
平日 午前8時30分～午後5時15分
- SNS（LINE）人権相談
- 子どもの人権SOSミニレター

性犯罪被害相談（警察）

（ハートさん）
無料 ☎#8103 ※24時間受付

子供のSOSの相談窓口（文部科学省）

- 子供のSOSの相談窓口
- 24時間子供SOSダイヤル
（なやみ言おう）
無料 ☎0120-0-78310 ※24時間受付

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター

（はやくワンストップ）
無料 ☎#8891
※24時間受付

性暴力に関するSNS相談（チャット）

「Cure time（キュアタイム）」
※毎日17時～21時受付

親子のための
相談LINE

※住まいの地域によって受付時間が異なります。

児童相談所
虐待対応ダイヤル

（いちばやく）
無料 ☎189
※24時間受付

保護者の方へ

2023年（令和5年）6月に、
性犯罪についての法律が改正されました。

詳細は
法務省HPへ

出典：法務省 <https://www.moj.go.jp/content/001404802.pdf>

20



法務省
MINISTRY OF JUSTICE

知っておこう！

性犯罪^{せいはんざい}についての法律^{ほうりつ}ってどんなもの？

1

2

3

4

そんなことはありません！

たと 例え、^{ぼうこう}「暴行」、^{きようはく}「脅迫」、^{しょうがい}「障害」や、^{ぎゃくたい}「虐待」、^{じょうたい}「フリーズ状態※1」、^{たち は}「立場による影響力」などが原因となって、
「イヤ」と思ふこと、「イヤ」と言うこと、または、「イヤ」をつらぬくことが難しい状況で、
 性的な行為がされた場合、それは、
「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」という犯罪の被害です！
 このような状況でなくても、**13歳未満(12歳以下)**の人が性的な行為をされた場合、あるいは、
13歳以上16歳未満(15歳以下)の人が、5歳以上年上の人に性的な行為をされた場合は、
 イヤかどうかにかかわらず、**「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」の被害**です。
 また、男性も女性も、こうした犯罪の被害者になる可能性があります。

※1 性被害にあったとき、予想外の出来事に直面したことなどで、体が動かなくなってしまう状態



そのほかにも・・・法律が改正されて、新しい規定ができました。

くわしくは
ほうむしやう
法務省
HPへ



性的な部位や下着が写っている写真や動画を、

盗撮された場合

●「イヤ」と言ったのに無理やり撮影されたり、怖くて「イヤ」と言うのが難しい状況で撮影された場合は、「**撮影罪**」という犯罪の被害です。

また、撮影される人が16歳未満の場合※2は、その人がイヤかどうかにかかわらず、「**撮影罪**」の被害です。

駅のエスカレーターで…



下着を盗撮された…

部活動の先輩たちに…



裸の写真を撮られてしまった…

16歳未満の人※2に、

●性的な行為をする目的で、うそをついたり、お金や物をあげるなどと言って、会うことを要求することや、そのような要求の結果、会うこと

●自分の性的な写真や動画をとって送信するように要求すること

も、「**面会要求等罪**」という犯罪です。



※2 被害者が13歳以上16歳未満である場合は、その人より5歳以上年上の人が行ったとき。

被害に遭った、あるいは、被害に遭ったかとも思った場合は迷わず相談してください

人権相談（法務局）

●こどもの人権110番

無料 ☎0120-007-110

●SNS（LINE）人権相談



●こどもの人権SOSミニレーター ※全国の小・中学校で配布しています

性犯罪被害相談（警察）

（ハートさん）

無料 ☎#8103 ※24時間受付

子供のSOSの相談窓口（文部科学省）

●子供のSOSの相談窓口

●24時間子供SOSダイヤル

（なやみ言おう）

無料 ☎0120-0-78310 ※24時間受付

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

（はやくワンストップ）

無料 ☎#8891 ※24時間受付



性暴力に関するSNS相談（チャット）

「Cure time（キュアタイム）」

※毎日17時～21時受付



親子のための相談LINE



※お住まいの地域によって受付時間が異なります。

児童相談所虐待対応ダイヤル

（いちばやく）

無料 ☎189 ※24時間受付



4. 保護者対応資料

① 保護者への連絡文面に係る参考例

（黄色マーカー部分は、ご利用する事業者の所在地等に応じて編集することを想定しています。緑マーカー部分は、ご利用する事業者へのガイダンスですので、保護者に渡す際は削除することを想定しています）

=====

保護者 様

この度の事案への対応について

この度は……

今後、当社としては、お子様の安全・安心の確保と被害の全容の解明に全力で取り組んでまいります。恐れ入りますが、保護者の方におかれましても、次の事項にご配慮又はご承知おきいただけますと幸いです。

1 関係機関への報告・相談と保護者との情報共有について

（監督機関がある業種の場合）

当社は、〇〇法に基づき、〇〇市/〇〇県へ報告/通報を行います。

この度の事案は、犯罪行為に該当する可能性があり、証拠の速やかな確保や被害拡大の防止のため、管轄の〇〇警察署に相談します。

今後、当社は、事実の解明と、被害の拡大・再発防止のため、〇〇市、〇〇県、警察等の関係機関と連携して、事実の有無の調査を進めます。

2 被害届の提出について

被害届を提出されるか否かにかかわらず、警察が捜査を開始する場合には、当社は捜査に必要な協力をいたします。

被害届を提出されたら、その旨をお知らせください。また、被害届を出さないご意向の場合は、警察への相談に当たって、当社からそのご意向も合わせて相談することもできますので、そのように希望される場合はお知らせください。

3 当該事案に関する当社の対応窓口について

当社では当該事案に関する情報を〇〇〇（役職、氏名）に集約します。今後、事実確認を進める中で、お子様の被害に関する情報などお伝えすべき情報を当社が把握した場合は、保護者の方に共有いたします。断片的な情報で誤ったご案内をすることのないよう、ご質問やご相談は本件の責任者である〇〇〇（氏名）が対応させていただきますので、いつでもお声がけください。（電話番号：〇〇）

4 当該事案に関する情報の管理について

お子様の被害に関し、警察等の関係機関を除き、みだりに第三者に情報提供しないことをお約束します。マスコミや当社の他の児童・保護者にこの度の事案について説明する必要がある場合には、お子様や保護者のご意向を確認させていただきます。

5 関係機関のご紹介

こどもの性被害に関する第三者の相談・支援窓口をご紹介します。

①性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

都道府県等が設置・運営する機関で、被害直後から、医療的支援、法的支援、心理的支援等の総合的支援を可能な限り一か所で提供する相談窓口です。

※各都道府県のワンストップ支援センターによって、相談受付日時、相談方法等が異なるため、下記一覧から被害者の居住地のセンターの連絡先を記載してください。

【全国共通番号】

電話番号 # 8 8 9 1 (はやくワンストップ)

※通話料無料。最寄りのワンストップ支援センターにつながります。

又は

【●●県のワンストップ支援センター】

センター名：

電話番号：〇〇〇-〇〇〇

HP：

② 性犯罪被害相談電話（ハートさん）

性犯罪被害相談電話の全国共通番号で、発信された地域を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながります。匿名相談可能で、警察への被害の届出を迷っている段階でも相談できます。

被害者のご意向を伺った上で、事件化はもとより、医療機関での受診やカウンセリング、民間被害者支援団体の紹介など、必要な支援につなげます。(24 時間 365 日受付)

電話番号 # 8 1 0 3 (ハートさん)

※通話料無料。発信された地域を管轄する各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。

又は

IP 電話の場合は、0 1 2 0-〇〇〇-〇〇〇

※IP 電話から「#8103」に発信すると、通話料が発生する場合や繋がらない場合があるため、管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口のフリーダイヤルも併記するようお願いいたします。

犯罪被害者等施策ホームページ - 警察庁 / 各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「# 8 1 0 3 (ハートさん)」

6 参考資料の共有

こどもの性被害に関する理解を深めるリーフレットがございますので、ご参考として添付いたします。

別紙 1 内閣府・こども家庭庁「こどもたちのためにできること～性被害を受けたこどもの理解と支援～」

別紙 2 子どもの性の健康研究会リーフレット「子どもをささえるためにできること～性暴力被害にあった子どもの回復のために～」

※別紙 1 は保護者向けの啓発を目的とする資料ですので、保護者の状況によっては、被害の発生後のこのような資料を渡されることで、保護者自身が責められていると感じてしまうリスクがあります。参考資料を共有するか否かは、状況に応じてご判断ください。

7 お子様との接し方について

この度のようなことがわかったと、保護者を含めた周囲の大人は動揺し、何があったのか、お子様の傷つきはどうかなどをお子様自身から聞きたくなりますが、お子様は保護者の方の不安の気持ちを敏感に感じ取り、保護者を不安にさせたことで更にお子様の不安も増大することがあります。

また、出来事について誘導的に聴き取りを行うと、お子様の記憶に影響を及ぼし、司法手続きでお子様の証言が認められなくなるリスクがあります。

お子様の不安や動揺を少しでも軽減するため、お子様とのお話に当たっては、大変恐縮ですが、次のような対応にご協力いただきますようお願いいたします。

- ・ 保護者の方におかれては、お子さんの前ではできるだけ落ち着いて普段通りお過ごしください。
- ・ お子さんが不安そうにしている場合は、いつもよりこまめな声掛けやスキンシップも有効です。
- ・ 警察に被害届け出を考えていらっしゃる場合は、親御さんから積極的にこの出来事に触れることはせず、お子さんから自発的に話しかけてきたときに「話してくれてありがとう。ちゃんと大人が守るからね」と伝え、親御さんから質問やコメントをすることは控えてください。お子様の話した言葉をその言葉通りにメモし、日時、場所共に記録してください。

=====

出典：東京都福祉局「都内の保育所等で保育士による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応」を参考に、
本調査研究にて作成。

③ 子どもの性の健康研究会作成の保護者や教員、施設職員等向けのリーフレット「子どもをささえるためにできること～性暴力被害にあった子どもの回復のために～」

[illegible]

子どもが性暴力被害にあうと、大人も傷つきます。

こんな気持ちになっていませんか？

まさか、うちの子・うちの生徒が…！

「どうして、そんなことになったんだろう」「男の子が被害にあうなんて、聞いたことがない」

信じられない気持ちになるのも、当然です。

子どもが被害にあったときとは、驚かれたことと思います。子どもが被害をうけたという事実を受け入れがたく、信じたくないと思われることでしよう。

なぜ、そんなことになったのかわからなくて、とまどわれているかもしれません。

被害を受けた子どもには、なんの落ち度も責任がありません。男の子も、被害を受けることがあります。

性別や年齢にかかわらず、だれでも被害者になるのです。

子どもが望んでいないのにからだを触られたり、相手のからだを触るよう求められることは、性暴力です。もし、子どもがよく意味がわからないまま「いいえ」と言ったとしても、それは良の同意とはいえず、子どもが12歳以下であった場合、どんな性行為も性暴力とみなれます。

まず、子どもが被害を受けた事実を受けとめ、子どもが悪いのではないというをわかってください。

どうして逃げなかったの！

「不審者には気をつけなさいと、あれほど言っていたのに」「ついで、子どもが“キズメノ”にされたと思ってしまうんです」

怒りや悲しみの気持ちを、子どもにぶつけてしまうかもしれません。

なんと被害にあわずにすむ方法はなかったらどうか…そんなふうにして考えてしまうと子どもはもっともです。「なぜ？」「どうして！」という困惑が、「なんでも行けたらいい」という子どもに対する葛藤と化して現れることもあります。

性暴力は、被害者が断りにくく、逃げにくい状況で起こります。恐怖や混乱から、子どもが大声を出せなかったり、その場から逃げられなかったりするのは無理もないことです。加害者は、子どもの顔なじみであることも少なくありません。また、見知らぬ人であっても親切さを装っています。

子どもを責めるのではなく、被害を打ち明けてくれた勇気をほめてください。そして、「あなたが悪いのではない」と伝えたい。たとえ被害を受けたとしても、子どものすべてが毀れ去ってしまったのでも、ましてや「キズメノ」になったわけでもありません。以前と同じように、子どもをあたたく見守ってください。

周囲に知られたくない…

「噂が広まったらどうしよう」「早く忘れさせてい」

周囲の噂やそれる気持ちもあるかもしれません。

今回のできごとを、誰にも知られたくないと思ったり、子どもにも早く忘れさせたい方いいと考える方もいるです。身が大人になると、子どもが被害を受けた事実を受け入れるのは、とてもつらいことです。「なめたことじゃない」という気持ちから、子どもにも「忘れなさい」と言ってしまうことがあります。しかし、本人にとっては、イヤな記憶であっても忘れられるものではないかもしれません。むしろ、大人が忘れさせようとするほど、子どもは髪を握られなければならない、ふいに傷ついてしまいます。

できごとを隠そうとして、なかったことにしようとする、子どもは必要ケアを受けることができません。医療機関や相談機関など安全な場で話ができることは、子どもの回復につながります。大人自身も、安心して話せる人や専門家と相談を求めてください。

子どものケアをひとりでは抱え込まずにすることが大切です。

なにをしたらしいか、わからない…

「子どもに、なんて言っておきたいのか」「専門家じゃないから、対応するのは無理…」

子どもへの対応に悩むこともありません。

被害にあった子どもに対して身が大人ができることは、まずは話をよく聞いてあげることで、子どもが打ち明けてくれたことをしっかりと受け止め、気持ちをいいに聞いてください。

それだけで、子どもにとっては大きな一歩になります。何かちゃんとしたことを言わなければ焦ったり、早く元気にされなければと焦ったりする必要はありません。

子どもが安心して日常生活が送れるよう、心配ごとを整理したり、がんばれたところをほめてあげながら、その子のペースで聞いていくのを待つてください。

私も、つらいんです…

「私の育てかたが悪かったのでは？」「親として、教師として、子どもに聞かなくていい自信がなくなりました」

大人もまた傷つき、体調を崩すことがあります。

大人もまた、できごとを知って、ストレスから具合が悪くなったり、人生が大きく変わったと感じたりすることもあります。子どもの気持ちや思うと、自分のことのように感じる人もいます。

被害を防げなかったことに自己責任をもつこともありません。

また、気持ちだけではなく、子どもの背下や通学路のつきまといといった日常生活のケアなどによる時間的・身体的な負担も少なくないと思われれます。きょうだいや、同級生にも、影響が及ぶことがあります。

ぜひ、リポートを受けながら、無理のないように子どもの回復を支えてください。

④ 横浜地方検察庁の司法面接に関する案内（保護者向け）



司法面接って・・・？

検察庁では、児童が犯罪の被害者、目撃者となった際、「司法面接」という方法で、事実の聞き取りを行っています

児童が被害者等になった場合、警察、児童相談所、検察庁がそれぞれの立場から事実を確認する必要がありますが、それぞれが別々に話を聞くと・・・

- ・何度も被害状況話すことで児童の心の傷を大きくしてしまう
- ・複数の大人から「あだった？」「こうだった？」などと聞かれるうちに、もともとの記憶や話の内容が変わっていってしまう

おそれがあります。



「司法面接」は、関係機関が協同で、暗示や誘導の少ない方法で聞き取りをします。児童の負担を減らし、児童が体験したそのままの事実を話してもらえるようにします。

司法面接の取組み

代表者1名が聞き取りを行い、各機関が別室で面接内容を視聴することで、児童の話を共有し、それぞれが必要な情報を聞き取ります。



面接の様子を録画し、児童の言葉や動作を正確に記録します。

専用の部屋を整え、児童が話しやすい環境作りに配慮します。

児童の年齢や性別、被害内容などによって配慮すべきことを各機関が協議し、面接方法や面接内容を決めています。

お子さんから被害を打ち明けられたら・・・

子どもの記憶はとても繊細なので、大人からの質問の影響を受けて変わってしまうことがあります。お子さんが被害の話をしたときは、あれこれ先取りして質問することはせず、まずはそのまま聞いてあげることが大切です。

その際、お子さんが話した言葉や、大人からの質問の言葉を、録音やメモなどで記録していただけると、事実を明らかにするための重要な資料になります。

お子さんの気持ちや体を守るためには、周りのサポートが大切です。

司法面接へのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

横浜地方検察庁
刑事政策総合支援室

出典：横浜地方検察庁ホームページ

(<https://www.kensatsu.go.jp/content/001332976.pdf#:~:text=%E6%A4%9C%E5%AF%9F%E5%BA%81%E3%81%8C%E5%8F%96%E3%82%8A%E7%B5%84%E3%82%80%E5%8F%B8%E6%B3%95>)

5. こどもの権利に関する資料

① こども基本法パンフレット

一部を抜粋して掲載しています。全体版は、出典の URL からご参照ください。

すべてのこども・おとなに知ってほしい

こども基本法とは？



こどもまんなか
こども家庭庁

はじめに

「こども基本法」をご存じでしょうか？

こどもや若者のみなさんは、一人ひとりがとても大切な存在です。そして、自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、社会全体で支えていくことがとても重要です。

こども基本法は、こうした社会を目指してこどもや若者に関する取組を進めていくための基本となる事項を定めた法律です。令和5年4月に、こども家庭庁が創設されるのと同時に、こども基本法が施行されます。

ぜひこのパンフレットで「こども基本法」のことを知っていただき、「こどもまんなか社会」を、みんなで一緒につくっていきましょう。



Q. こども施策を決める上で大切なことはありますか？

A こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。



2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。



3 年齢や発達に応じて、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。



もっと知りたい人はこちら！

こども基本法：第3条（基本理念）※条文を一部抜粋

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようすること。

二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障すること、愛され保護されること、その健全な成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

7

Q. こども施策を決める上で大切なことはありますか？

4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。



5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。



6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。



もっと知りたい人はこちら！

こども基本法：第3条（基本理念）※条文を一部抜粋

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

8

出典：https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/40f97dfb-ff13-4434-9ffc-3f4af6ab31d5/2bdb80fa/20230401policies-kodomokihon-01.pdf

29

② こどもの権利リーフレット

ちかごろよく聞く

こどもの権利

って!?

ジーン&ケーン
「こどもの権利プロジェクト」
のキャラクター。
こどもたちや、こどもに関わる社会、
世界の様々なテーマを
取材する記者コンビ。

こどもみんなが
こども家庭庁

「こどもの権利」ってなに?

こどもが幸せに健やかに成長していくために必要なもの。
すべてのこどもが、生まれてからずっと持っている。

私たちが成長するために
必要なものって、
どんなものだろう?.....

食べよう!
ゲーム、サウナ!

教育を受けること。
食べものがあること。
必要なものは病院にいけること。

ふむふむ。

休んだり遊んだりすること!
いろんな情報や考えを伝えること!

それも権利なんだ!

他にもいろいろあるみたい。
名前や住所、メールなどの
プライバシーが守られること。
他人から悪口を言わなければならないこと。

「こどもの日記や手紙を、勝手に
見られるの」っていうのもそうかな。

自分の成長に役立つ多くの情報も
手に入れられること。こどもにとって
よくない情報から守られること。

こどもにとって役立つ情報を
手に入れられるよう。大人は
考えてくれるんだね。ジーン。

だから、
心や体をきずつけないこと。
心身ともに健やかに成長できる
ような生活を送ること。

それって...?

保護者がこどもを守るように、
国や自治体、NPOの人たちが
手助けしてくれるんだって。

まだまだあったよ。
障害があるこどもが、
社会の一員として参加しながら、
生活すること。
子育ては、家庭を基本としながら、
それが難しい場合も、
こどもに家庭と同じような環境が
用意されること。
はは
福祉のこどもが
別の国でも助けられてるってこと。

ジーンって、どんな状況でも、
幸せに成長できるように、
考えられてる。
いばしょがあるってことなんだね。

こどもは大人と同じように、
一人の人間として権利(人権)を持っています。

成長の途上にあるこどもには、こどもならではの権利もあります。
すべてのこどもたちの権利が守られるように努めるのは、大人の役目です。

こどもの権利を守って、どうしたらいいのでしょうか?

こどもの権利について考えるときに

大切な4つの考え方

差別のないこと
すべてのこどもは、こども自身
や親の国籍や民族、性、意見、
障害、経済状況などどんな理由
でも差別されません。

命を守られ成長できること
すべてのこどもの命が守られ、もって
生まれた能力を十分に伸ばして成長
できるよう、医療、教育、生活への支
援などを受けることが保障されます。

こどもにとって最もよいこと
こどもに関することが決まら
れた。行われる時は、「そのこども
にとって最もよいことは何か」
を第一に考えます。

意見を表明し参加できること
こどもは自分と関係のある事項につ
いて自由に意見を述べて、それができ
たら、大人はその意見をこどもの発達に
応じて十分に考慮します。

大事ななのは「こどもの意見を聴くこと」

意見を言えんだ。
じゃあ、大人は、全部こどもが言った
と取り上げてくれるのかな。

大人とちがう意見のとき、
言ってもいいのかな。と思ったこと
あったけど、「自分には意見を言って、
それを考えてもらえる権利がある」
って知ったら、大人に話して
みようかって思えるね!

意見や気持ちを大人に伝えて、
いっしょに考えられたいよね。

そう言うことじゃなくって
大人は、こどもの言うことを
よく聞いて、何が
「こどもにとって最もよい」のか、
よく考えてくれるんだって。

こどもの権利を知っていることから広がる世界

こどもが自分の権利を知って大切にすることは、他のだれかの権利を
大切にすることにもつながります。こどもの権利を知ることは、こどもと大人が、
おたがいを大切にしようという関係をつくるための手がかりになってくれます。

もっと
「こどもの権利」
について
知りたいときは

こどもの権利条約
こどもの権利は、「こどもの権利条約(児童の権利に関
する条約)」に書かれています。こどもの権利条約は、世
界中どこで生まれ、こどもが生まれるから生まれて
いる権利を定めた条約です。1989年に国連で採択さ
れ、日本を含む196の国が守ることを約束しています。

こども基本法
日本国憲法とこどもの権利条約の精神に基づき、す
べてのこども「若者が幸せな生活を送ることができる」
こどもみんなが社会を目標のために、こどもや若者
に関する取り組みを進めていくことを決めた法律です。

こども若者★いけんふらす
国の制度や政策に対してこども・若者の意見を聴く取
組みです。集まった意見は、制度や政策をより良くす
るために生かされます。いけんふらすの取り組みを
実施することで、社会全体に、こども・若者の意見を聴
くことの大切さを伝えています。

こどものけんりプロジェクト
ユニセフとこども家庭庁が連携しているキャンペーン
です。「こどもの権利」の正しい理解と普及を通じて、
こどもたちのウェルビーイングの向上を目指しています。

問い合わせ先 こども家庭庁長官官務室政策課 企画係 sougourenshu.kihaku@cfa.go.jp

2023年3月 発行

出典:

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3d76a9a4-6b2e-470b-b84c-c51547f467c7/95c1386c/20250609_policies_childrights_01.pdf

③ こどもの権利を踏まえた対応（こども性暴力防止法の解説資料）

第2章 性暴力の防止に関する基礎

2.こどもの権利を踏まえた対応

すべてのこどもは生まれながらに権利をもっており、その権利には、「あらゆる暴力から守られる権利」や「あらゆる性的搾取から守られる権利」が含まれます。

こどもの権利条約（4つの基本原則）

1. 差別がないこと
2. 命を守られ成長できること
3. こどもにとって最もよいこと
4. 意見を表明し参加できること



※ こどもの権利について詳しくは、こども家庭庁のウェブサイトをご覧ください。

こども家庭庁の「こどもの権利」に関する
サイトはこちら

「こどもの権利の普及啓発」
<https://www.cfa.go.jp/policies/childrights>



性暴力を行った加害者の中には、「こどもから好意を向けてきたから」「嫌がらなかったから」と言う加害者もいます。しかし、こどもが望んだのだと主張して性暴力を正当化することは、言うまでもなく、こどもの意見を尊重することには決してならず、こどもの権利を守ることになりません。

こどもには、性的行為に適切に同意する能力が十分に備わっているとは言えません。刑法でも、16歳未満のこどもへの性的行為は、本人の意思にかかわらず犯罪となります。

※ 13歳以上16歳未満の場合は、5歳以上年長の人からの場合